

Q6-1. 監理団体の責務

(技能実習法第 52 条第 2 項)

監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

監理団体には、主に以下のような実習監理を行う必要があります。

1. 技能実習生の一年目（技能実習 1 号の期間）は、監理責任者の指揮のもとに、毎月 1 回の訪問指導を行うこと
2. 技能実習満了まで断続して、監理責任者の指揮のもとに、3 か月に 1 回以上の監査を行なう事
3. 技能実習生に対して相談対応を行なう事
4. 実習実施者が認定取り消し事由に該当することを知ったときや、技能実習断続困難時には、直ちに機構に報告する事
5. 技能実習に関連して、実習生に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的を確認する事
6. 実習実施者が、技能実習に関し労働基準法、労働衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行なう事
7. 実習実施者が、技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認められるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示（是正指示）を行なう事
8. 前項の是正指示を行ったときは、速やかに、その旨を労基署等の関係行政機関に通報すること